

大通地区への屋外広告物規制の指定案について

皆様からの御意見を募集します。

～パブリックコメント手続の実施について～

大通地区への屋外広告物規制の指定案に対する皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見を参考に、上記の指定案を策定する予定です。また、皆様の御意見の概要及びこれらに対する本市の考え方は、後日ホームページ等で公表いたします。

御意見募集要領

1 募集期間

令和5年(2023年)11月15日(水)から令和5年(2023年)12月15日(金)まで【必着】

2 御意見の提出方法

●御持参・郵送・ファクスの場合

「御意見記入シート」を御利用いただき、募集期間内必着(最終日の17時15分必着)で下記提出先まで御提出ください。

御持参の場合は、平日の8時45分から17時15分の間にお持ちください。

●電子メールの場合

メールの件名を「大通地区への指定案について」と記載し、メール本文に氏名、住所、御意見の内容を入力の上、募集期間内必着(最終日の17時15分必着)で、下記提出先のメールアドレスに送信してください(ウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。)

3 留意事項

- ・お電話、口頭による御意見の受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見の提出に当たっては、お名前・御住所の記入をお願いいたします(御意見の概要を公表する際、お名前・御住所は公表いたしません。)
- ・いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。

4 資料の配付・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎6階(建設局総務部 道路管理課) / 同2階(市政刊行物コーナー)
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係

※札幌市ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/pub-comment/r5_odori-chikushitei.html)

5 御意見の提出先

札幌市建設局総務部道路管理課(〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市本庁舎6階)

ファクス 011-218-5134、電子メール dorokanri@city.sapporo.jp

令和5年(2023年)11月

札幌市

市政等資料番号
01-K01-23-2121

大通地区への屋外広告物規制の指定(案)について
御意見記入シート

お名前	
御住所	〒 -

御意見

--

- ※ 記入する欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。
- ※ 御意見の提出に当たっては、お名前・御住所を御記入願います。
- ※ 御記入いただいた内容は、個人情報の保護に関する法律に従って、適正に取り扱います。

御提出・お問合せ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市建設局総務部道路管理課 担当 茂呂・西元寺
電話：011-211-2452、ファクス：011-218-5134
メールアドレス：dorokanri@city.sapporo.jp

大通地区での屋外広告物規制について (景観保全型広告整備地区)

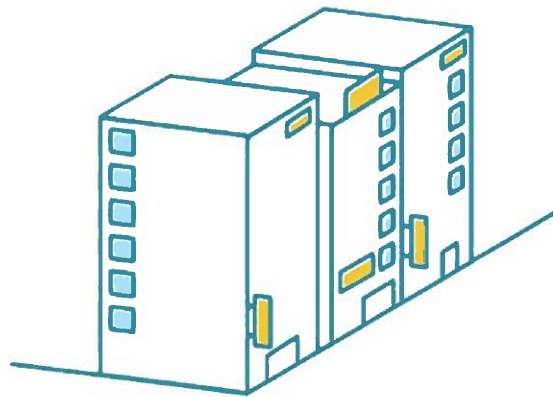
【経緯】

屋外広告物は、その種類及び設置する場所等により、高さや表示面積などが制限されています。同時に、屋外広告物は街の景観形成の重要な要素であるため、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを進めていくには、その地域の特色に応じた広告物の掲出方法が必要となります。

そこで現在、札幌市では、札幌駅周辺地区（札幌駅南口第一地区・同第二地区・北口地区）及び札幌駅前通北街区地区（以下、まとめて「先行地区」とします。）については、札幌市の玄関口として、札幌を象徴する都市空間であり、また札幌を代表する商業地域でもあることを踏まえ、屋外広告物の特別な規制をしております。その規制がされているエリアが、「景観保全型広告整備地区」です。ここに掲出される広告物は、デザイン性が高く、建築物や街並み景観の連続性に配慮し、世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた地区景観を創出するものでなければなりません。

このたび、札幌市制100年を期して、大通公園周辺を都心の東西軸として魅力を強化していくべく「はぐくみの軸強化方針」が策定され、その中で屋外広告物は、大通沿道の景観に配慮するものと位置付けられました。

これを受けて、札幌市では、大通地区を景観保全型広告整備地区に指定することといたします。



【指定にあたり】

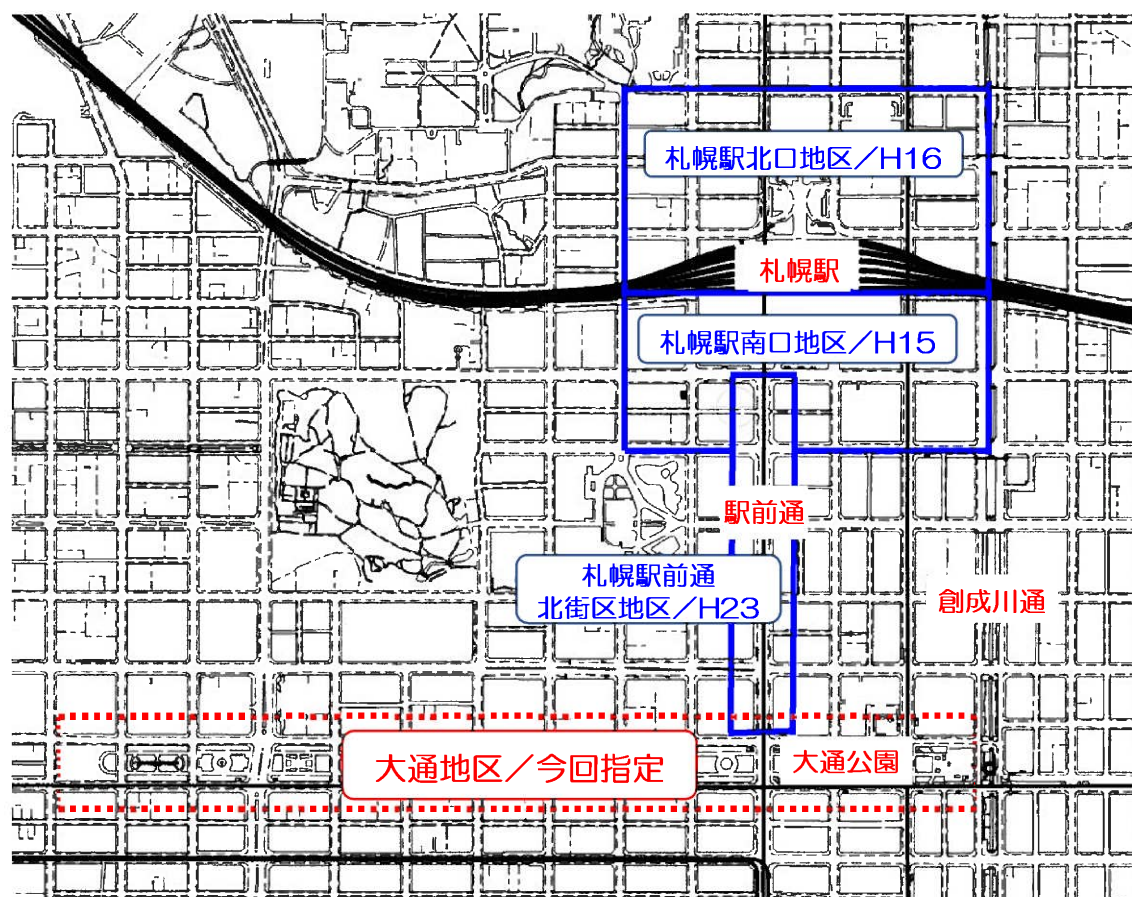
今回指定する大通地区は、その全体が風致地区※1 であるため、先行地区の札幌駅周辺地区や札幌駅前通北街区地区に比べて、より一層景観に配慮することが求められます。また、すでに大通地区は、景観条例による、特に良好な景観を形成する必要がある区域として「景観計画重点区域」※2 に指定されており、その中において屋外広告物の特別な規制をしております。

これらの状況を踏まえ、先行地区の基準や景観条例との関係を継承しながら、大通地区に相応しい屋外広告物を規制・誘導することを目的に、新たなルール作りを目指しました。

※1 風致地区…都市の風致（札幌市においては、本市の自然的環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川及び市街地に残る緑地を中心とした緑豊かな都市環境をいいます。）を保全するために定められた地区です。

※2 景観計画重点区域…地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図るために定められた区域です。

【現在の指定状況図】（地区名称／指定年度）



大通地区の指定案について

【はじめに】

景観保全型広告整備地区は、①「基本方針」と、②「種別許可基準」により規制を行います。①は、その地区の特色を踏まえ、その魅力を高めていくために相応しい方向性を与えるものです。②は、屋外広告物の種類毎の大きさや設置箇所等について定めるものです。

【基本方針】

(1) 世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能性を備えた活力のある地区景観の創出

ア 広告物等の表示及び設置に当たっては、建築物のデザイン及び街並み景観の連続性に配慮する。

イ 札幌都心を象徴する空間として、風致地区である大通公園や周辺の歴史的資源との調和を図るため、広告物等の設置箇所・規格・色彩等について十分に配慮する。

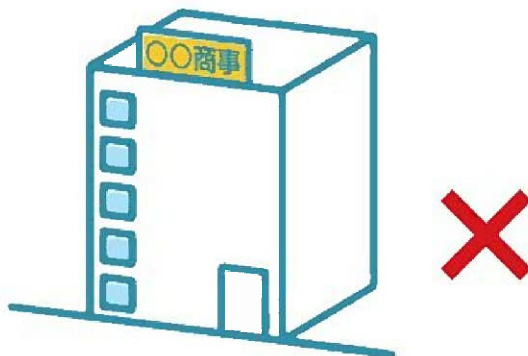
(2) デザイン性の高い優れた広告物等の創出

ア 優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。

【種別許可基準】

屋上広告物

認めない。



壁面広告物

- (1) 自家用広告物※3であること。
- (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。
 - ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク
 - イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等
 - ウ 臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えないことなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）
- (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。
- (4) 中層部以上の壁面に表示又は設置する場合は、臨時的に掲出される懸垂幕を除き、チャンネル文字※4により表示すること。

※3 自家用広告物…自分の敷地において表示する屋外広告物で、自分の氏名や事業名、商標、商品等を表示するものです。

※4 チャンネル文字…以下のような、切り文字状の表示形式です。

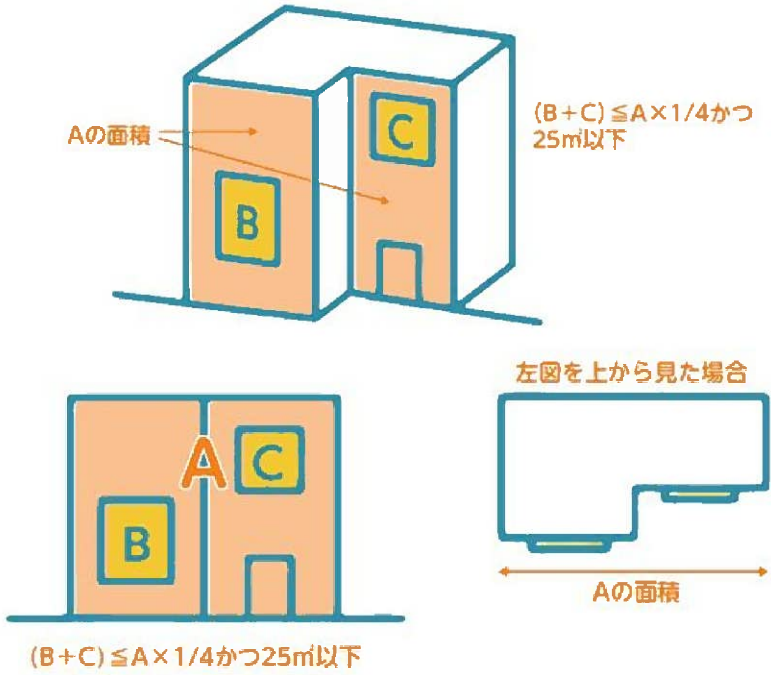


基準に合致している例

基準に合致していない例



(5) 1 壁面（水平方向からの 1 見付面をいう。）における合計表示面積がその壁面の見付面積の 4 分の 1 以下で、かつ、25 m²以下であること。

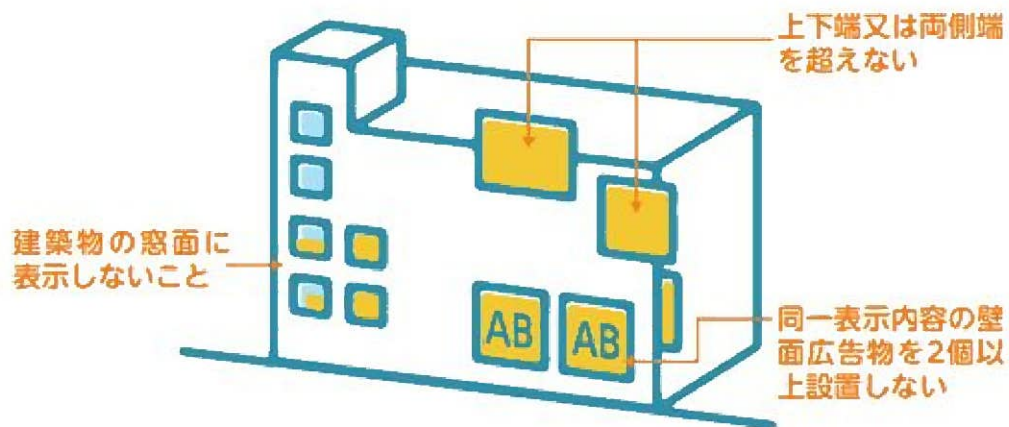


(6) 同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しないこと。ただし、建物若しくは施設の名称を除く。

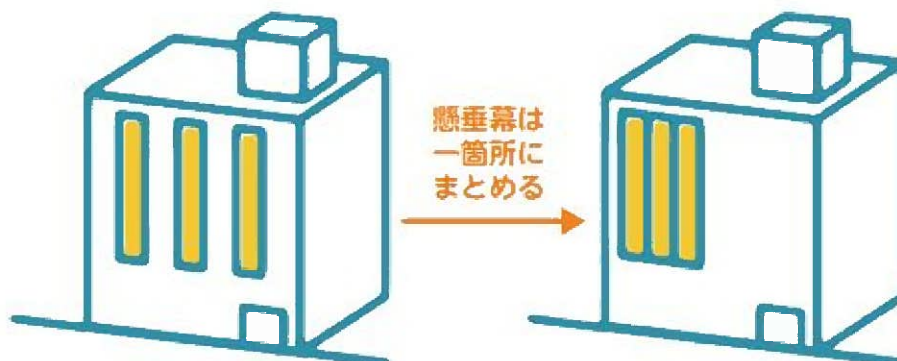
(7) 広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと。

(8) 建築物の窓面に表示しないこと。

(9) 取付壁面からの出幅の部分に広告物を表示しないこと。

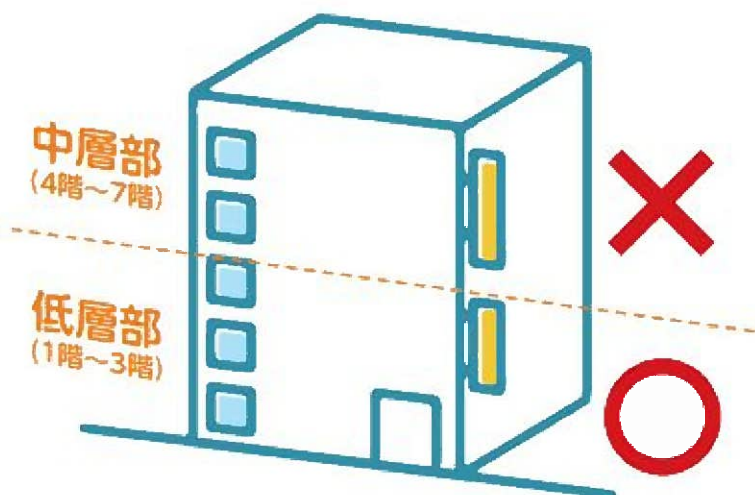


(10) 臨時的に掲出される懸垂幕の掲出箇所は、1建物につき1箇所とすること。

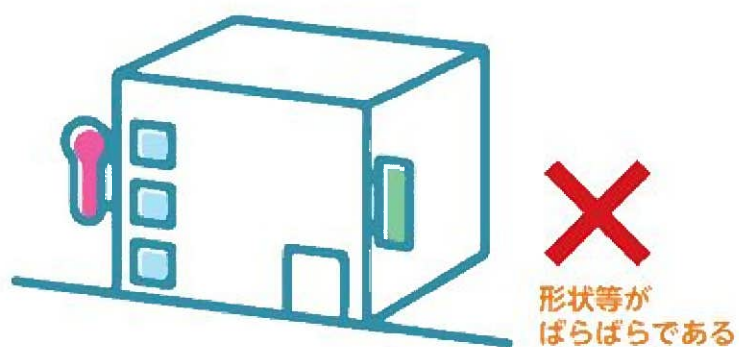


突出広告物

- (1) 自家用広告物であること。
- (2) 中層部以上の高さに設置しないこと。

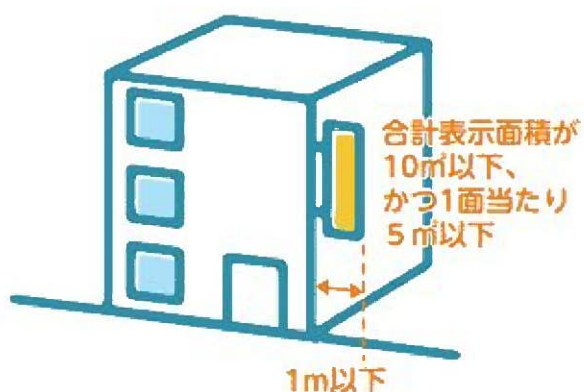


- (3) 2基以上設置する場合は、統一したデザインであること。

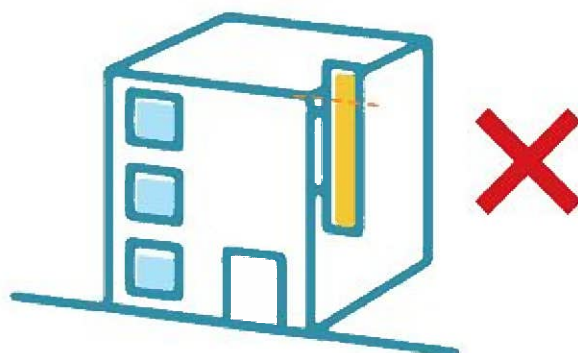


(4) 1基当たりの合計表示面積が10㎡以下で、1面当たりの表示面積が5㎡以下であること。

(5) 取付壁面からの出幅は、1m以下であること。



(6) 広告物等を設置する壁面の上下端を超えないものであること。



地上広告物

(1) 自家用広告物であること。

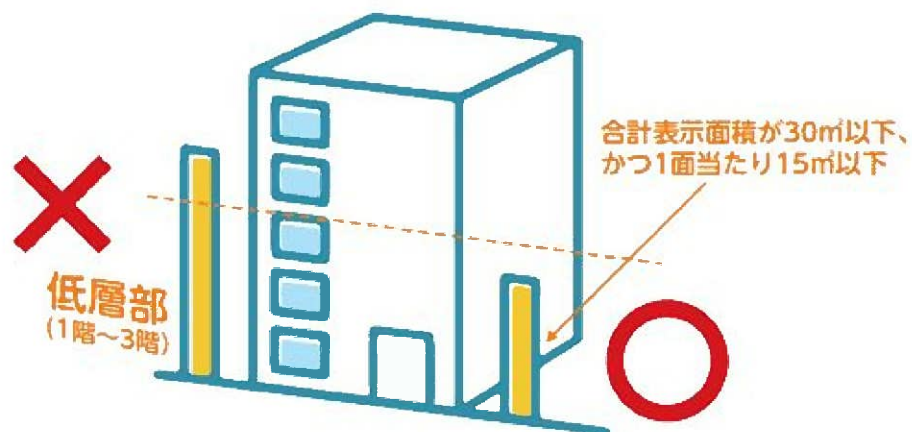
(2) 地中に基礎を設けた堅牢なものであること。

(3) 2基（以上）設置する場合は、統一したデザインであること。

(4) 1 建築物につき、2基以内とすること。

(5) 高さが、建築物の低層部を超えないものであること。

(6) 1 基当たりの合計表示面積が30㎡以下で、1面当たりの表示面積が15㎡以下であること。



禁止される主な屋外広告物の例

- 立看板
- 電柱広告物
- アドバルーン
- デジタルサイネージ



(壁面に設置されたデジタルサイネージ)

【整備地区以外との比較】

	大通地区景観保全型広告整備地区	整備地区以外
屋上	不可（南口第一地区）	高さ 20m以下
壁面	1 壁面 1/4 以下かつ 25 m ² 以下（景観計画重点区域）	1 壁面 1/3 以下 かつ 50 m ² 以下
突出	低層部以下・1 基 10 m ² 以下 1 面 5 m ² 以下（南口第一地区）	1 基 40 m ² 以下 1 面 20 m ² 以下
地上	1 基 30 m ² 以下 1 面 15 m ² 以下（指定済み整備地区に同じ）	1 基 150 m ² 以下 1 面 75 m ² 以下
懸垂幕	中層部以下・15 日以内かつ 1 建物 1 箇所（指定済み整備地区に同じ）	規制なし
窓面 デジタル	不可（景観計画重点区域）	可

※（ ）は既に指定済みの整備地区等からの準拠を示します。大通地区は、風致地区であることを踏まえ、最も景観に配慮した基準を採用しています。

【指定時期について】

令和 6 年（2024 年）2 月頃

【指定後の措置について】

指定時点において、すでに市の許可を得て掲出している屋外広告物のうち、今回の新たな基準に適合しなくなるもの（これらの屋外広告物を「既存不適格広告物」とします。）については、その意匠や形状を変更しない限りは、現状のまま掲出できることとします。

ただし、経年劣化による改修や、法定耐用年数を経過するような場合には、今回の指定案に適合する状態にしていくことが必要です。

札幌市としては、今後も世界都市札幌の顔にふさわしい地区景観の創出を目指し、既存不適格広告物の所有者等への協議及び指導を通じて、その適正化を進めていきます。

【指定区域図】（大通西1丁目～7丁目）



続々
←

【区域について】大通の南北の道路境界からそれぞれ外側に30mの線、創成川通の西側道路境界、西14丁目通の東側道路境界に囲まれた部分。建築物が区域の内外に渡る場合は、その建築物の敷地全部を区域内とします。

(大通西7丁目～13丁目)



【区域について】大通の南北の道路境界からそれぞれ外側に30mの線、創成川通の西側道路境界、西14丁目通の東側道路境界に囲まれた部分。建築物が区域の内外に渡る場合は、その建築物の敷地全部を区域内とします。(再掲)